第４回　納税環境整備小委員会　議事要旨

日時：平成 22 年４月１日（木）17 時 15 分～

場所：財務省内　第三特別会議室（4F）

出席委員：三木座長、関口委員、辻山委員、中里委員、
上西特別委員、占部特別委員、志賀特別委員
（税制調査会委員の峰崎財務副大臣（納税環境整備 PT 座長）、小川務政務官及び専門家委員会の神野委員長が出席）

議題：ヒアリング③（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会）

議事内容：

〇冒頭、内閣府・行政刷新会議事務局・国民の声担当室より、「国民の声」として寄せられた意見等のうち、納税環境整備に関する主なものを抜粋した資料が配布された（委員限り）。

〇続いて、
⑴日本経済団体連合会（久保田正一　専務理事、阿部泰久　経済基盤本部長）、
⑵日本商工会議所（井上裕之　特別顧問・税制委員長、宮城　勉　常務理事）、
⑶全国商工会連合会（寺田範雄　専務理事）
から、提出された資料に沿って順次説明があり、その後一括して質疑が行われた。

〇委員から出された主な質問・意見は以下のとおり。

・「税務行政を行政手続法の対象に含めることが必要」（経団連）とあるが、これは、権利保護のために行政手続法によるべきということか、それとも少なくとも同水準の保護が必要ということか。
・国税庁の意識を変えるため、納税者権利憲章を制定することにより、納税者の泣き寝入りをなくすとともに、「嘆願」という非公式な仕組みを止めるためにも更正の請求期間と減額更正期間とを一致させ、さらに、処分を行う際には課税庁にきちんと理由を書かせることとすべき。
・「納税者　対　課税庁」という図式だけで権利義務を行うのではなく、課税庁が善良な納税者の代表として、悪質な納税者に厳正に対処できるようにするとの観点も加味して考えるべき。

・調査の事前通知を「原則として」行なうべき（経団連）とあるが、どのような場合を例外として想定しているか。
・「調査期間の明示」（経団連）とあるが、調査期間は明示された期間に拘束されるとのイメージか、それともある程度の目安であるとのイメージか。
・「提出書類の明確化」（経団連）とあるが、大部分は 22 年度改正における移転価格課税の際の文書化で改善されたと理解してよいか。
・「税務調査の不信感や課税当局の処分に対する泣き寝入りをなくし」（商工会）とあるが、これは救済手続が利用できるとの教示が必要ということか、そもそも非違事項の説明を丁寧に行うことが必要ということか。何故税務調査に対して不信感がおきるのか。

・一般的に白色申告に理由付記を求めるということは、記帳義務も一般的に課されるということが前提であるという理解でよいか。
・記帳義務の範囲を拡大しようと場合、零細な中小企業は実際上対応できるとお考えか。
・消費税の免税点が 3,000 万円から 1,000 万円に引下げられたことによって、記帳を行う者が格段に増えたといわれているが、どの程度増えたと理解されているか。

・更正の請求事由として「特例誤り」も含めるべき（経団連）とあるが、これは、申告時に租税特別措置の適用を行っていなかったものについても、後出し的に適用を認めろとするものか。
・更正の請求期間について、3 年に延長すべき（経団連）とあるが、その理由は何か。
・更正の請求期間について 5 年（現行、原則 1 年）に延長すべき（日商・商工会）とあるが、現行の課税庁の増額更正の除斥期間と合わせるべきとの主張であると理解してよいか。
・更正の請求期間は、現行の課税庁の増額更正の除斥期間と合わせて決すべきとの主張があったが、むしろ、課税庁の減額更正期間が現在 5 年であることを考えると、更正の請求期間、増額更正期間を、すべてこの減額更正期間の 5 年に揃えてはどうか。

・国税不服審判所について、具体的に、どのような点が現在問題となっていると考えているか。
・訴訟で総額主義を採用していることと、不服申立前置主義とは矛盾しているのではないか。

・「簡素な制度とともに、事務負担を最小限」（日商）とあるが、これは、税制改正の際には、それによる事務負担がどの程度増加するかを考慮すべき、とする主張であると理解してよいか。
・「アドバンス・ルーリングを導入すべき」（経団連）とあるが、現在の通達における文書回答制度では、課税庁のみが拘束されることとされているが、法制化する場合は、課税庁のみならず、納税者も拘束されることとなるが、そのような理解でよいか。
・租税回避防止を目的とする措置として、一般的租税回避規定を設ける（経団連）との考え方もあるが、こうしたもののほか、諸外国で導入されているような、国外取引や国外資産の申告義務の強化や、一定の取引を行う場合の事前申告と、事前申告なく事後的に是正された場合に重いペナルティを賦課するといった仕組みも含めて主張していると理解してよいか。

・番号制度を利用すべき行政分野としてはどのようなものを考えているか。
・番号制度について、事務負担を考慮して十分な周知期間を設けるべき（商工会）との指摘があったが、それぞれの団体において、どの程度の期間が必要と考えているか。

〇次回は、４月５日（月）17 時 15 分より、番号制度について、関係省庁からヒアリングを行った上、議論を行うこととされた。

以上